

令和4年5月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和4年5月10日（火） 午後1時00分～午後2時00分  
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B  
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘  
委員 渡部 佳子  
委員 豊田 雅之  
委員 小寺孝治郎  
委員 加藤 緑

職 員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	重城 秋子
教育部部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	内海 雅彦
学校給食センター所長	竹内 康博
図書館長	松井 晋
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
中央公民館長	水越 学
資産管理課課長	小磯 洋子
(会議事務局)	
教育総務課管理係長	芝田 雅人
教育総務課主任主事	河名千愛生

4. 傍聴人数 0名（非公開議案なし）

5. 議 案

議案第14号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第15号 木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和4年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、加藤委員をお願いいたします。

また、前回4月定例の会議録につきましては、豊田委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第14号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。

事務局から 提案理由の説明を お願いいたします。

#### ○重城教育部次長

議案第 1 4 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 2 ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法第 1 5 条第 2 項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第 3 条及び第 4 条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 2 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

今回委嘱を予定している候補者は学校教育の関係者 2 名、社会教育の関係者 1 名の計 3 名で、任期につきましては、社会教育委員会議第 1 回定例会の開催日であります、令和 4 年 5 月 1 3 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとなります。

なお、候補者の所属等につきましては、3 ページの参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

#### ○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第 1 4 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 1 5 号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○重城教育部次長

議案第 1 5 号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 4 ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市郷土博物館金のすず協議会委員について、博物館法第 2 1 条並びに木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第 1 5 条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 2 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

今回委嘱を予定している候補者は任期途中で退任した学校教育関係者の後任候補者で、任期は前任者の残任期間であります令和 4 年 1 0 月 3 1 日までとなります。

なお、候補者の所属等につきましては、5 ページの参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

#### ○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問

はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第15号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、今月の報告案件はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和4年度教育費6月補正予算要求について

説明：重城教育部次長、今井教育部部参事兼学校教育課長、清水学校給食課長、鈴木生涯学習課長、小高文化課長、竹内学校給食センター所長、松井図書館長、稲葉郷土博物館金のすず副館長、水越中央公民館長、小磯資産管理課長

- ・木更津第一小学校及び木更津市学校給食センター整備事業の更新継続に係る事業手法検討業務の報告について

説明：重城教育部次長

- ・日本ユネスコ運動全国大会支援事業補助金交付要綱を制定する告示について

説明：小高文化課長

#### ○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

#### ○渡部委員

今更ながらですが、社会教育と生涯学習の違いを教えてください。

#### ○鈴木生涯学習課長

生涯学習というのはその名のとおり、一人の人が生涯にわたって学習することすべてを言います。ですから、一人で学ぶことも大勢で学ぶこともすべて生涯学習です。社会教育は、社会教育法で定義されており、学校教育以外の組織的に学ぶ学習のことを言います。社会教育は生涯学習の一つ、学校教育も生涯学習の一つ、という関係性になっています。

#### ○渡部委員

大変よくわかりました。学校教育は法律で定められている学習指導要領等に基づいていますけれども、社会教育は多様な人生における多様な要求に対して、今後どのように取り組んでいけば良いのでしょうか。なかなか難しいな、と思うのですが。例えば退職して社会との接点が少なくなり、配偶者を失くしたりだとか、家族と離れて暮らす

ことになったりだとか、そういった様々な年代の変化に対応する社会教育とは、どのようなものだと考えれば良いのでしょうか。公民館がそういった方達の集う場所としてあるのかな、と思いますけれども。

#### ○廣部教育長

学校教育は学習指導要領がありますけれども、社会教育にはそういったものはありませんね。

#### ○鈴木生涯学習課長

社会教育は、市民が自ら課題だと思ったことを主体的に学習する、というのが基本的な考え方で、ありとあらゆることが学習のテーマになり得ます。公民館は、そういった市民の「学習したい」という要求に応えるべく支援していく立場にあると思っています。

#### ○秋元部長

考え方として、社会教育は元々戦争での反省に立って成り立っている部分があって、国の検閲を受けたりすることなく、学びたいときに学びたいものを学べる環境を整えるのが自治体の役割とされています。公民館は学ぶところ、図書館は調べて知識を得るところ、そして、古きを守り後世に伝えていくのが博物館、といったように、学校と並ぶ、これらの教育機関を自治体が責任をもって運営していくことが大事です。それらの環境を整え、自分が学んだことが、社会の中で適切に、いつの時期でも活かされる社会を作るというのが生涯学習の理念で、年齢を重ねてから大学を卒業して、その先何も認められないのではなく、その成果が認められ、生きがいとなるような社会を作っていく考え方です。生まれてから死ぬまでの家庭教育・学校教育・社会教育を包含して生涯学習と称します。

#### ○渡部委員

改めて生涯学習・社会教育は大事な、と思いました。今部長がおっしゃったように、どの世代の人でも生きがいを持って過ごしていけるといいな、と思います。市民の自発的な学びを支援していくのが社会教育の役割だということで、そのあたりはなかなか難しいですね。教育機関を今後も活かしていけたら良いなと思います。

#### ○鈴木生涯学習課長

社会教育は「組織的に」という言葉が社会教育法の中で謳われているのですが、集団の中で学びあう、というのが大きな特徴です。一方生涯学習は、一人で学んでも生涯学習です。子ども達は学校において集団で学びあうけれども、大人になると、そういった学びあう場所はなかなかありません。そういった中で、集団で相互学習ができる公民館等が必要とされています。

#### ○渡部委員

生きがいを持って学びあうというのは素晴らしいことですね。

#### ○廣部教育長

社会教育法は、昭和30年以前、日本人の平均寿命が70代位だった時代にできた法律なので、高齢化が進むとともに、全体の教育水準が上昇した現代においては、馴染まない面であったり、難しい面が生じているのかな、と感じています。これらについては、既に様々な場で議論が分かれているところです。

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

先日、少年自然の家キャンプ場を申し込んだのですが、今年度は団体の宿泊ができないと伺いまして、これについては既に決定していることで致し方ないのですが、できれば、感染症対策の観点から宿泊を制限するよりも、集団での宿泊を通じての青少年健全育成という面も考えただければと思います。例えば、様々な地域から集まった団体は感染リスクがあるかもしれませんが、いつも同じ地域で一緒に過ごしているメンバーで構成される団体は許可する等、団体の要件を緩和していただければありがたいと思います。

○鈴木生涯学習課長

近隣のキャンプ場の対応状況等を調査した結果、団体での宿泊はまだリスクが大きいという判断をされている所が多く、やはり慎重にならざるを得ないかな、というのが現状です。しかし、今後も周辺状況を注視しながら、タイミングがあれば、速やかに緩和したいと考えております。

○豊田委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○廣部教育長

学校でも、修学旅行をどうするのかという議論が未だに尽きない状況です。「関西に2泊もして大丈夫なのか」という保護者も一定数いらっしゃいます。だからといって「うちの子は参加させません」「はい、わかりました」という行事ではありませんので、非常に悩ましい問題となっています。

それでは、ほかになれば、その他を終了いたします。

事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、6月の定例教育委員会会議につきましては、6月21日（火）午後1時00分から市役所朝日庁舎会議室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和4年5月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長  
委 員